

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 <u>条例第24条の2第3項第1号</u>の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>条例第24条の2第3項第1号</u>の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 <u>条例第24条の2第3項第2号</u>の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号</u>に掲げる職員 3,500円</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号</u>に掲げる職員 3,500円</p> <p>(3) <u>前条第1項第3号</u>に掲げる職員 3,500円</p> <p>(4) <u>前条第1項第4号</u>に掲げる職員 3,000円</p> <p>2 <u>条例第24条の2第1項</u>の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 <u>条例第24条の2第2項</u>の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>条例第24条の2第2項ただし書</u>の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。